

問 45： 当社は、コンピューターのオペレーターを数人雇用しています。作業はデータを入力する作業です。先日、このうちの1人が頸から肩や上肢にかけて痛みを訴え、自分の症状は業務が原因ではないかとして、病院で診察を受け治療を行いたいと申し出ています。このような場合、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

労災保険において、保険給付の対象となる業務上の疾病として認められるためには、業務と疾病の間に相当因果関係が認められることが必要です。

上肢に発症した運動障害についての業務上外の判断基準については、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平9・2・3基発第65号）が示されており、ご質問では、まだ受診していないので診断名が不明ですが、例示された診断名としては、上腕骨外（内）上顆炎、肘部管症候群、回外（内）筋症候群、手関節炎、腱鞘炎、手根管症候群、書痙、頸肩腕症候群などがあります。

この認定基準では、

1. 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること
2. 発症前に過重な業務に就労したこと
3. 過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められることのすべてを満たす場合に、業務上疾病として取り扱うとしています。

前記1の「上肢等に負担のかかる作業」については、

- (1) 上肢の反復動作の多い作業
- (2) 上肢を上げた状態で行う作業
- (3) 頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業
- (4) 上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業

のいずれかに該当する上肢などを過度に使用する必要のある作業をいいます。また、「相当期間」とは、原則として6か月程度以上をいいます。

次に、2の「過重な業務」とは、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務において、医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものをいい、原則として、以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます。

- (1) 同一の事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合

(2) 業務量が一定せず、例えば以下のア及びイに該当するような状態が発症直前3か月程度継続している場合

ア 業務量が1か月の平均では通常範囲内であっても、1日の業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの

イ 業務量が1日の平均では通常範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの

また、上肢作業に伴う上肢等の障害については、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には個人差もみられるので、これらの要因を検討した上で、業務が相対的にみて、発症の有力な原因となったと考えられることが必要です。

ご質問では、業務の具体的な内容が分かりませんが、上肢障害と業務との間に相当因果関係が認められれば、業務上疾病として認定され、労災保険から所定の給付を受けられることとなります。